

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 六 年 十 二 月 四 日

目 次

告 示

○高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正

(家畜防疫対策課)

ページ
一一

告 示

岐阜県告示第四百七十四号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示(令和六年岐阜県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正し、令和六年十二月四日から適用する。

令和六年十二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

瑞穂市、本巣市、安八郡神戸町、揖斐郡大野町及び本巣郡北方町(次の図に示す区域に限る。)

(「次の図」は省略し、その図面を岐阜県農政部家畜防疫対策課に備え置いて縦覧に供する。)

令和六年十二月四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社